

議第17号

令和8年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 46,236,010立方メートル
- (3) 1日平均給水量 126,674立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 水道用水供給事業収益		千円 5,401,900
	1 営 業 収 益	4,512,510
	2 営 業 外 収 益	889,390

支 出

款	項	金 額
1 水道用水供給事業費用		千円 4,984,100
	1 営 業 費 用	4,513,345
	2 営 業 外 費 用	470,755

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,540,900千円は、減債積立金 134,391千円、過年度分損益勘定留保資金 2,170,766千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調

整額 235,743千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 910,600
	1 企 業 債	853,000
	2 補 助 金	55,600
	3 諸 収 入	2,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 3,451,500
	1 建 設 改 良 費	2,684,288
	2 企 業 債 償 還 金	684,081
	3 固 定 資 産 購 入 費	83,131

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水建設事業 〔長峰ライン外原工区等〕 〔舗装本復旧工事〕	令 和 9 年 度	28,000千円
水道用水改良事業 〔送水ポンプ吐出弁等〕 〔更新工事〕	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	374,500千円
水道用水改良事業 〔遠方監視制御設備〕 〔更新工事〕	令 和 9 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	2,991,600千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 (水質計器等更新工事)	令和8年度から 令和9年度まで	99,300千円
水道用水改良事業 (石部ライン村井川) (水管橋改修工事)	令和9年度	70,000千円
水道用水改良事業 (竜王ライン3工区) (管路更新工事)	令和9年度	200,000千円
水道用水改良事業 (日野ライン) (管路更新工事)	令和8年度から 令和9年度まで	120,000千円
水道用水改良事業 (馬渕浄水場2系) (沈殿池設備更新工事)	令和9年度から 令和10年度まで	648,100千円
水道用水改良事業 (竜王ライン2工区) (舗装本復旧工事)	令和9年度	40,000千円
水道用水改良事業 (甲賀ライン2工区) (管路更新工事)	令和9年度から 令和10年度まで	500,000千円
水道用水改良事業 (水口送水幹線1工区) (管路更新工事)	令和9年度から 令和10年度まで	400,000千円
水道用水改良事業 (水口浄水場薬品) (注入設備更新工事)	令和9年度から 令和10年度まで	371,600千円
水道用水改良事業 (水口浄水場濃縮槽) (設備更新工事)	令和9年度	255,100千円
水道用水改良事業 (水口浄水場自家発電) (設備更新工事)	令和9年度から 令和10年度まで	939,300千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔集中監視制御設備更新〕 〔工事発注者支援業務〕	令和9年度	26,385千円
水道用水改良事業 〔湖南朝国ポンプ場等〕 〔設備更新設計業務〕	令和9年度	49,800千円
水道用水改良事業 〔五個荘ライン〕 〔調査測量設計業務〕	令和8年度から 令和9年度まで	65,000千円
水道用水改良事業 〔竜王ライン管路更新〕 〔工事現場技術業務〕	令和8年度から 令和9年度まで	14,000千円
水道用水改良事業 〔水口浄水場発電機室〕 〔改修工事監理業務〕	令和9年度	3,600千円
水道用水受託事業 (東近江市上水道工事)	令和9年度	35,203千円
水道施設点検業務	令和8年度から 令和9年度まで	24,411千円
浄水場運転管理業務	令和9年度	47,313千円
吉川浄水場排水処理施設 運 転 管 理 業 務	令和8年度から 令和10年度まで	17,225千円
馬渕浄水場排水処理施設 運 転 管 理 業 務	令和8年度から 令和10年度まで	28,366千円
馬渕浄水場活性炭注入 設 備 運 転 管 理 業 務	令和8年度から 令和9年度まで	24,236千円

事 項	期 間	限 度 額
水口浄水場排水処理施設 運 転 管 理 業 務	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	26,447千円
吉 川 浄 水 場 活 性 炭 溶 解 業 務	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	2,297千円
汚 泥 収 集 運 搬 ・ リ サ イ ク ル 処 分 業 務	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	16,526千円
水 道 用 薬 品 調 達 業 務	令 和 9 年 度	321,039千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水道用水建設事業費	千円 145,000	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
水道用水改良事業費	708,000			
計	853,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 472,138千円
(2) 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 電力・薬品の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
343,244千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,010千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造